

和歌山県森林簿等管理要領

平成24年9月18日 林第289号
(平成26年3月18日 林第572号により一部改正)
(平成27年4月1日 林第572号により一部改正)
(平成28年4月8日 林第04080003号により一部改正)
(平成28年8月1日 林第08010002号により一部改正)
(令和3年4月1日 林第04010019号により一部改正)
(令和3年10月1日 林第10010003号により一部改正)
(令和4年11月14日 林第11140001号により一部改正)
(令和6年7月1日 林第323号により一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、和歌山県が地域森林計画作成の用に供するために管理している森林簿、森林計画図、森林基本図、森林GISデータについて適正な運用を行うため、その取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(関係法令等)

第2 森林簿等の取扱いについては、この要領によるほか、次の法令等に基づき取扱うものとする。

- (1) 「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)
- (2) 「森林法施行令」(昭和26年政令第276号)
- (3) 「森林法施行規則」(昭和26年農林省令第54号)
- (4) 「測量法」(昭和24年6月3日法律第188号)
- (5) 「測量法施行令」(昭和24年政令第322号)
- (6) 「測量法施行規則」(昭和24年建設省令第16号)
- (7) 「和歌山県民有林空中写真測量等公共測量作業規程」(平成23年2月10日付け林第540号)
- (8) 「和歌山県情報公開条例」(平成13年和歌山県条例第2号)
- (9) 「和歌山県個人情報保護条例」(平成14年和歌山県条例第66号)
- (10) 「和歌山県情報セキュリティ対策基準規程」(平成16年和歌山県訓令第40号)
- (11) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」(平成12年5月8日付け12林野計第154号)
- (12) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号)
- (13) 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成23年4月22日付け23林整計第26号)
- (14) 「和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱」(平成23年10月17日付け林第227号)

(定義)

第3 この要領において、森林簿等とは、次に掲げるものをいう。

森林簿	県内の地域森林計画対象民有林（注1）について、小班界（注2）毎の森林所有者、樹種、林齢、材積等の情報を整理した台帳
森林資源情報	森林簿から個人や個人の財産を特定するおそれのある内容を削除した情報
森林基本図	森林区域の地形や林道等を把握するために作成した縮尺 1/5,000 の地形図
森林計画図	森林基本図上に、地域森林計画対象民有林区域（林小班界）を記した縮尺 1/5,000 の図面
森林GISデータ	森林クラウドシステムで管理している森林林業に関連する電子データ

（注1）地域森林計画対象民有林とは、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（森林法第5条）」の対象となる民有林のことを指す。

「民有林」とは国が所有する「国有林」以外の森林のこと。民有林には、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。

（注2）小班界とは、樹種や林齢、地形等を元に、地域森林計画の作成や行政目的で利用するために、県が独自に定めた区域のことで、地域森林計画対象民有林の最小単位。

（森林簿等の目的・性質）

第4 森林簿等は、主に地域森林計画の樹立に必要な森林資源の基礎資料及び地域森林計画の実行上必要な森林施業の指針を得るために整備したものであり、森林計画制度の円滑な運用を図るため、森林法第10条の5第1項の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立や、森林法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の作成等にも活用する。

又、森林簿等は、森林計画以外にも森林・林業行政推進のための資料としても活用する。

2 森林簿等は、主に空中写真の判読や聞き取り等の間接調査方法により作成したものであり、現地を実測して作成した情報ではないため、必ずしも現況と一致しているわけではない。

また、所有権、所有界、面積及び土地に関する諸権利並びに立木竹の評価について証明するものではない。

3 森林簿等に記載している森林所有者、地番及び面積等は、地籍や登記簿、固定資産課税台帳等と整合性を図っているものではない。

（森林簿等の配備と管理者）

第5 森林簿等は、林業振興課、森林整備課、各振興局農林水産振興部林務課に配備する。

また、次に定める者を管理者とし、適正な管理・運用を行うとともに、情報の改ざん、毀損、紛失及び漏えいの防止等に努めることとする。

（1）林業振興課長「（以下「第1管理者」という。）

（2）森林整備課長及び各振興局農林水産振興部長（以下「第2管理者」という。）

第2章 森林簿

（個人情報の取扱い）

第6 森林簿に含まれる森林所有者の氏名及び材積情報は個人及び個人の財産を特定しうる情報に該当することから、管理者はこれらの個人情報に関して和歌山県個人情報保護条例に

従い取扱うものとする。

(森林簿の交付申請)

第7 森林簿は次の各号のいずれかに該当する者のみ交付を認めるものとする。

- (1) 森林法第2条第2項に定める森林所有者
- (2) 森林法第2条第2項に定める森林所有者の法定相続人
- (3) 森林所有者から書面により委任を受けた者
- (4) 和歌山県森林資源情報利活用認定事業体登録要綱に基づき、森林簿の情報利用を県に認められた者（和歌山県森林資源情報利活用認定事業体）
- (5) 国や市町村等の行政機関。ただし、その利用は自然災害の防止や復旧、森林の地籍調査及び森林・林業の振興に供する目的のみ認めるものとする。
- (6) その他管理者が例外的に交付を認めた者

2 森林簿の交付申請を行う者は、次の書類を管理者へ提出するものとする。

区分	書類名	対象（申請者別必要書類）			
		本要領第7条第1項(1)に該当する者	本要領第7条第1項(2)に該当する者	本要領第7条第1項(3)に該当する者	本要領第7条第1項(4)・(5)に該当する者
申請書	森林簿交付申請書（別記第1号様式）	○	○	○	○
付属書類	森林簿交付に係る誓約書（別記第2号様式）	○	○	○	○
	申請箇所が分かる位置図（公図不可）	○	○	○	○
	申請書の身分証明書の写し（免許証や健康保険証）	○	○	○	○
	森林所有者であることを証明する書類の写し（登記簿（全部事項証明書）※取得から6か月以内のもの、売買契約書等）	○	○	○	—
	相続人と被相続人との関係を示す書類（戸籍謄本）の写し	—	○	—	—
	委任状（任意様式）及び委任を受けた森林所有者の印鑑証明書（原本）	—	—	○	—
	電子記録媒体（CD-R、DVD-R、USB、HDD等）	データ交付を希望する者			
	返送用封筒（切手貼付済み）	郵送による交付を希望する者			

3 管理者は、申請者から交付に係る書類の提出があったときはこれを審査し、森林簿・森林情報交付承認書（別記第8号様式）を付して森林簿の交付を行うものとする。

ただし、審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合、交付を承認してはならない。

- (1) 本要領第7条第1項に該当する者以外から申請があった場合
- (2) 提出書類に不備や不足がある場合
- (3) 利用目的が、本要領第4条に示す森林簿等の性質上適当でない場合
- (4) 利用目的の達成に必要な範囲を超える申請があった場合

4 管理者は、森林簿を交付する際には、次の事項を交付資料に明記させるものとする。

この森林簿は、森林・林業行政推進に供するための資料であり、所有権、所有界、面積、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日

第3章 森林資源情報・森林計画図・森林GISデータ

(森林情報の交付申請)

第8 森林資源情報、森林計画図、森林GISデータ（以下「森林情報」という。）の交付申請を行う者は、次の書類を管理者へ提出するものとする。

区分	書類名	対象
申請書	森林情報交付申請書（別記第3号様式）	必須書類
附属書類	森林情報交付に係る誓約書（別記第4号様式）	必須書類
	申請箇所が分かる位置図（公図不可）	必須書類
	申請者身分証明書の写し （免許証、健康保険証）	必須書類
	電子記録媒体（CD-R、DVD-R、USB、HDD等）	データ交付を希望する者
	返送用封筒（切手貼付済）	郵送による交付を希望する者

2 管理者は、申請者から交付に係る書類の提出があったときはこれを審査し、森林簿・森林情報交付承認書（別記第8号様式）を付して森林情報の交付を行うものとする。

なお、境界参考図については、森林施業の集約化や森林の境界の明確化に要するものとして、和歌山県森林資源情報利活用認定事業体に限り交付可能とする。

ただし、審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合、交付を承認してはならない。

- (1) 提出書類に不備や不足がある場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲を超える申請があった場合
- (3) 利用目的が公序良俗に反する場合

3 管理者は、森林情報を交付する際には、次の事項を交付資料に明記させるものとする。

この森林資源情報（森林計画図・森林GISデータ）は、森林・林業行政推進に供するための資料であり、所有権、所有界、面積、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日

第4章 森林基本図

(森林基本図の複製交付申請)

第9 知事は、森林基本図の交付申請に対応するため、森林基本図電子データを複写したものを和歌山県森林組合連合会へ寄託する。

2 和歌山県森林組合連合会は、知事との寄託契約により、A0サイズの森林基本図を複製し交付を行う。

3 A0サイズの森林基本図の複製の交付を申請する者は、管理者に森林基本図交付申請書（別記第5号様式）を提出するとともに、複製の交付に要する費用を和歌山県森林組合連合会に納めることにより交付を受けるものとする。

和歌山県森林組合連合会
〒640-8281 和歌山市湊通丁南四丁目 18 番地
Tel 073-424-4351

- 4 第 2 管理者は、森林基本図交付申請書の交付申請があった場合、すみやかに第 1 管理者まで申請書を送付することとする。
- 5 森林基本図電子データ (tiff 等の画像データ) の複製の交付を申請する者は、「森林情報交付申請書」(別記第 3 号様式) 及び電子記録媒体を管理者へ提出するものとする。
- 6 管理者は、森林基本図電子データの複製の交付申請があったときは、本要領第 8 条に基づき交付手続きを行うものとする。

第 5 章 地域森林計画区域確認願い

第 10 地域森林計画区域確認願いの申請を行う者は、次の書類を管理者へ提出するものとする。

区分	書類名	対象
申請書	地域森林計画区域確認願い (別記 9 号様式)	必須書類
付属書類	申請箇所が分かる位置図	必須書類

- 2 管理者は、申請者から区域確認に係る書類の提出があったときはこれを審査し、地域森林計画区域確認願いに回答内容等を記入し、記録を保管すること。

第 6 章 その他

(申請目的以外の利用)

- 第 11 森林簿・森林情報の交付申請により情報を得た者が、誓約書の記載事項及びその他本要領の規定に違反する取扱いがあった場合は、管理者は当該事案について報告を求めるとともに指示を与えることができる。
- 2 情報提供を受けた者が前項の報告や指示に応じない場合、管理者は交付した森林簿等の返還を求めるとともに、当該事案以降の森林簿等の情報提供に係る申請に一切応じないものとする。

(申請先)

第 12 森林簿等の交付については、林業振興課又は各振興局林務課において県下全域を交付可能とする。また、申請書等の様式は、和歌山県林業振興課ホームページからダウンロードすることができる。

申請窓口一覧		
申請先	TEL/FAX	管内市町村 (森林所在地)
海草振興局農林水産振興部林務課 〒640-8585 和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地	(TEL) 073-441-3366 (FAX) 073-441-3369	和歌山市、海南市、紀美野町
那賀振興局農林水産振興部林務課 〒649-6223 岩出市高塚 209	(TEL) 0736-61-0015 (FAX) 0736-61-0016	紀の川市、岩出市

伊都振興局農林水産振興部林務課 〒648-8541 橋本市市脇4丁目5番8号	(TEL) 0736-33-4911 (FAX) 0736-33-4917	橋本市、かつらぎ町、九度山町 高野町
有田振興局農林水産振興部林務課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	(TEL) 0737-64-1263 (FAX) 0737-64-1264	有田市、湯浅町、広川町 有田川町
日高振興局農林水産振興部林務課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651	(TEL) 0738-24-2912 (FAX) 0738-24-2913	御坊市、美浜町、日高町、由良町 印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁振興局農林水産振興部林務課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	(TEL) 0739-26-7911 (FAX) 0739-26-7918	田辺市、白浜町、上富田町 すさみ町
東牟婁振興局農林水産振興部林務課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	(TEL) 0735-21-9612 (FAX) 0735-21-9641	新宮市、那智勝浦町、太地町 古座川町、北山村、串本町
森林林業局 林業振興課 〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地	(TEL) 073-441-2963 (FAX) 073-433-1037	

(その他)

第13 この要領に定めない事項については必要に応じて林業振興課長と協議するものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年 4月 8日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年 10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年 11月 14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 森林簿等管理要領（平成23年10月17日制定）は廃止する。
- 2 民有林空中写真測量等測量成果取扱要領（平成23年4月25日制定）は廃止する。